

台風10号に対する勤務指示について

年休の時期指定権

9月6日から7日にかけて、九州に観測史上最大規模の台風が進来し、JR九州においても7日は終日、全九州で計画運休を行いました。ある職場では、当日が乗務となっていた乗務員については年休か特休を取得するように、進められ、取得を拒否した場合は日勤を指示されたそうです。

そもそも年休の時期指定権は労働者にあり、労基法39条5項、権利の行使時期を打診されるのもおかしい話です。 さらに当日が泊まり勤務であった乗務員については、8日の明け行路に乗務するため、前日に呼び出され、行先地までの派遣に要した時間を超勤とされたそうです。そもそも当日は年休で休んでくれと言われており、年休日に労働はできないはずですが、それについては特休に振り替えてもいいか？と打診がされています。本来、当日の年休はすでに開始されていますから、この変更は不可能なはずで、また特休の取得時期を指示する権利が労働者側にあるのかという疑問も残ります。仮にこのような振替が可能であれば、年休で訓練を受講し、後から勤務を特休に振り替えることもできそうです。

災害時こそ明確な指示を

さらに7日の年休取得を拒否し、出勤して日勤業務を行った乗務員に対して、明け行路の乗務を指示しています。当日が日勤ではなく出勤予備であれば、当然、乗務は可能ですが、今回は日勤と所定の明け行路というように一つの泊まり勤務を分割する取り扱いが行われており、その場合一度退勤し、業務を終了しているわけですから、明け行路が自動的に当該労働者の業務となるのかは大いに疑問です。8日の午前中についても、どのような運転計画となるか分からない状況でしたから、7日、8日両日も出勤予備とし、運転の見通しが立つまで自宅待機をさせていければ済む話だったように思えます。そもそもこういった災害時の勤務の取り扱いについて、あらかじめ定められた取り決めがあるのでないでしょうか？

毎年のように自然災害が発生している今般、災害時の勤務の取り扱いや出勤方法などを改めて確認し、時勢に合ったものとして整備する必要がありますと感じます。**曖昧な指示を出し、問題があれば労働者の自己責任とするのはあまりにもお粗末です。**

長々と書きましたが、初めから両日とも出勤予備とすれば何も問題ありません。



一度、年休を打診しているからややこしい。



若い力

第139号

2020年10月1日

発 責 国労九州本部
住 所 博多区博多駅東3丁目9
番 3号ニッコウハイツ 1003号